

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

新たな共存共栄の場所となるビジネスマッチングプラットフォームを2023年7月を目処にリリースし、SDGs及びDX推進に関する働き方改革の知見を可視化できる場を提供いたします。

b. IT実装支援

1ヶ月に2回（隔週開催）の社内勉強会、1ヶ月に1回の取引先との情報交換及びスキルアッププログラムを開催しております。テーマはディレクションスキルの向上、セキュリティマネジメントの均一化、サプライチェーン全体でのレベルアップをはかっております。また2023年7月公開のビジネスマッチングプラットフォームにおいて、IT人材の育成支援を積極的に行っていきます。

c. 専門人材マッチング

2023年7月公開のビジネスマッチングプラットフォームでは、企業様の事業継続における必要な専門人材の需要と供給を収集し、つなぎ合わせることで双方の取引先がよりよいパートナーシップを継続できるように取り組みます。

d. 健康経営に関する取組

事前振込や支払いサイトに関する相談を常時受けられるようにしており、取引先の事業継続に影響がないように受け付けております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを30日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先との労働安全衛生関連のコンプライアンスに関する状況や、労働者の健康に関しても配慮し、無理な要求等にならないよう配慮し、サプライチェーン全体での労働環境改善や健康経営の推進を目指します。

2022年11月14日

株式会社ネイティブクリエイション 代表取締役 坂井 泰雄
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。